

★支払事由について

区分	お支払事由	お支払額	受取人	
年金	保証期間付終身年金	1.保証期間中 被保険者が、年金開始日および 年金支払日に生存していたとき 2.保証期間経過後 被保険者が、年金支払日に生存 していたとき	年金額	年金 受取人
	確定年金	被保険者が、年金支払期間中の 年金支払日に生存していたとき		
死亡時 金	保証期間付終身年金	被保険者が、年金開始日以後、保証 期間中の最後の年金支払日までの 間に死亡したとき	保証期間中の 未払年金の現価	死亡 給付金 受取人
	確定年金	被保険者が、年金開始日以後、年金 支払日の前日までに死亡したとき	未払年金の 現価	
死亡給付金	被保険者が、年金開始日前に死亡 したとき	積立金 相当額		
災害 死亡給付金	被保険者が、年金開始日前に不慮 の事故を直接の原因として事故の 日から180日以内に死亡したとき(特 定感染症を直接の原因とする場合 も含まれます)	積立金 相当額の10%		

※高度障害保障はありません。

★給付金をお支払いできない場合(免責事由)について

給付金のお支払事由が発生しても、つぎの場合にはお支払いできません。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ①免責事由に該当したとき
- ②告知していただいたことが事実と違っていたために、AIGスター生命がご契約を解除したとき
- ③重大事由によりAIGスター生命がご契約を解除したとき
- ④保険料のお払込がなく、ご契約が失効しているとき

★円換算入金特約・円換算支払特約・円建年金に移行する場合の特則について

■円換算入金特約

USD建の保険料等を換算基準日における当社所定の為替レートで換算した円貨額をお支払いいただける特約です。なお、クレジットカード会社を通じて保険料をお支払い込みになる場合は、円換算入金特約を付加することはできません。

換算基準日と換算レート

対象	換算基準日	適用為替レート
●ご契約者が当社の口座宛送金する場合 第一回保険料相当額 一時払保険料	払込日	TTSレート (対顧客直物 電信売相場) を上限と する当社所 定のレート
●口座振替により払い込む場合 2回目以降保険料	●振替日が16日から月末のとき 振替日の属する月の10日 ●振替日が1日から15日のとき 振替日の属する月の前月25日	

※換算基準日が会社が指標として指定する金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

※TTSレート(対顧客直物電信売相場)とは、金融機関で円からUSDに交換するときの為替レートです。

※上記適用為替レートはクレジットカード会社を通じて保険料をお支払い込みになる場合の為替レートと異なります。

■円換算支払特約

USD建の死亡給付金等を換算基準日における当社所定の為替レートで換算した円貨額でお受け取りできる特約です。

換算基準日と換算レート

対象	換算基準日	適用為替レート
死亡給付金 死亡一時金 解約返戻金	所定の書類が本店に到達した日の 翌営業日	TTBレート(対顧客直物 電信買相場)を下限と する当社所定のレート

※換算基準日が会社が指標として指定する金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

※TTBレート(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関でUSDから円に交換するときの為替レートです。

くわしくは無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)販売資格を持った担当者までご相談ください。

あなたのご担当

このパンフレットは、2007年9月に作成したものです。商品改定等により記載内容と実際のお取り扱い内容等が異なる場合がございますので、あくまでも参考資料としてご参照ください。

■円建年金に移行する場合の特則

USD建の積立金を換算基準日における当社所定の為替レートで換算した円貨額を予定利率・予定死亡率等により計算した年金額でお受け取りできる特約です。

換算基準日と換算レート

対象	換算基準日	適用為替レート
年金	年金開始日の2営業日前 ただし、年金開始日の2営業日以後に、所定の書類 が本店に到達した場合は、到達日の翌営業日	TTBレート(対顧客直物 電信買相場)を下限と する当社所定のレート

※換算基準日が会社が指標として指定する金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。

※TTBレート(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関でUSDから円に交換するときの為替レートです。

※くわしくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

★配当金について

この保険に配当金はありません。

★クレジットカード払について

クレジットカード払をご利用になる際には、「ご契約のしおり・約款」、「クレジットカード支払申込書兼利用票」および「クレジットカード支払ご利用にあたって」を必ずご確認ください。

★クーリング・オフについて

この保険は、ご契約のお申込みの撤回等をすることができます。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

★保険料(または保険料等円換算額)の送金について

お客様からの申込みおよび診査が完了したのち、お客様宛にお振込案内用の書類を送付いたします。指定の口座に、指定の期日までに保険料等をお振込みください。(口座および期日につきましては、送付いたします書類に記載されています。)外国為替送金によるお振込の場合は、外国為替送金を扱う金融機関よりお振込ください。

★保険契約をお引受できない場合について

保険料をお支払いいただいた後、ご契約をお引受できないことが判明した場合、保険料を原則USDで受領できる口座にUSDにてお返しいたします。**この場合、為替リスクがあり、返金額の円換算額が払込時の保険料を下回る場合があります。**

生命保険募集人について

生命保険募集人は、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは、担当の生命保険募集人にお問い合わせください。生命保険募集人はお客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができますので生命保険募集人の権限などに関しましてご確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。
【お問合せ先】AIGスター生命カスタマーサービスセンター 0120-160-414
受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面」「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。〈「ご契約のしおり・約款」の記載事項の例〉

- お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 職業などの告知義務について
- 給付金などお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更などについて

保険種類・特約種類をお選びいただく際には、

「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている「年金保険(積立利率変動型)」です。「保険種類のご案内」は当社の担当者または最寄りの総支社・営業所にご請求ください。

ご契約者様用 既契約参考資料

USD建年金保険

やっぱり
\$\$\$
ドルだね

積立型

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)



この「パンフレット」では、特に重要な事項(リスク情報、諸費用等)を赤字で記載しています。ご検討にあたっては必ずご確認ください。

引受保険会社

AIG **AIGスター生命**
エイアイジー・スター生命保険株式会社

A Member of American International Group, Inc.

〒130-8660 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー
カスタマーサービスセンター ☎0120-160-414
http://www.aigstar-life.co.jp

AIGスター生命は、乳がんの早期発見・早期治療を呼びかける「ピンクリボン運動」を応援しています。

登録番号(AIGスター-A-07-518(2007.9))EY EG 11034

AIG **AIGスター生命**

改訂 2007年9月

豊かな将来に向けて、円/USDルのバランスよい分散投資で備える。
月々20,000円*からはじめられる、AIGスター生命の『やっぱりドルだね』、登場。

*頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合

AIGスター生命のUSDル建年金保険『やっぱりドルだね』の特長

- 1 お手頃な金額からUSDル建の資産形成が可能です。**
月々2万円からお申し込みできます。
※頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。
- 2 毎月お払い込みいただく金額を円貨で定めることができます。**
円換算入金特約を付加することで、毎月のお払込金額を円貨で一定額とすることが可能です。
- 3 毎月の金利情勢を反映。最低保証もあり、安心です。**
積立金残高が10,000USDル以上であれば1.0%の積立利率が保証されています。(10,000USDル未満であれば0.1%)
※ご契約を途中で解約された場合は解約返戻金がお払込保険料を下回る場合があります。
- 4 保険料払込の中断、再開を行うことができます。**
積立金残高が10,000USDル以上であれば、保険料払込の中断、再開が可能です。
※ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断はできません。
※個人年金保険料税制適格特約について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 5 ご契約のお手続きもカンタンです。**
職業告知のみで、医師による診査は必要ありません。
- 6 個人年金保険料控除の対象となります。**
個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、毎年の所得税や住民税が軽減されます。
※年金受取人がご契約者もしくはその配偶者の場合に限りです。
※年金受取人が被保険者と同一の場合に限りです。
※終身年金および年金受取開始が60歳以後の確定年金の場合に限りです。
※税法上の取扱いについては、2007年8月現在のもので今後変更される可能性があります。くわしくは税務署や税理士等専門家に
ご確認ください。

無配当積立利率変動型年金保険(米国通貨建)「やっぱりドルだね」には以下の費用がかかります。
また、以下のリスクがありますので、「ご契約のしおり・約款」とあわせて必ずご確認ください。

ご契約者または受取人にご負担いただく費用について(くわしくは4~5ページをご覧ください。)

- 年金開始までの期間にかかる費用
- 年金支払期間中の費用
- 外貨の取扱いに必要な費用
- ご解約時にかかる費用(解約控除・市場価格調整)

お受取額がお払込保険料を下回る(損失が生ずることとなるおそれがある)場合について

- 解約返戻金について
当年金保険には、ご契約を途中で解約されると、解約控除のほかに市場金利(10年米国債の平均利回りの月単位の平均)に応じて計算される市場価格調整が行われます。この市場価格調整は、契約時から解約返戻金の計算日までの平均市場金利が解約時に適用される市場金利に0.1%を加えた水準よりも低いときは、解約返戻金は減少するため、解約返戻金がお払込保険料を下回る場合があります。
- 為替リスクについて(くわしくは5ページをご覧ください。)
USDル建の契約を円貨でご入金またはお受取りの場合は為替リスクがあります。また、外国為替相場に変動がない場合でも、適用される為替レートの差(USDルを購入する際に使用するレート-USDルを売却する際に使用するレート)だけご負担が生じます。為替リスクにより年金等のお受取総額がお払込保険料を下回る場合があります。為替リスクはご契約者または受取人に帰属しますので、ご注意ください。

このパンフレットは、2007年9月に作成したものです。
商品改定等により記載内容と実際のお取り扱い内容等が異なる場合がございますので、あくまでも参考資料としてご参照ください。



分散投資で将来に備える。
安定した資産づくりをめざし、世界の基軸通貨・USDルで資産を持つ。

毎月見直される積立利率。
積立利率は毎月見直されるから金利情勢を反映できる。

月払で手軽にスタート。
円でのお払い込み・お受け取りがOK。月々2万円から手軽にはじめられる。
※特約を付加する必要があります。

やっぱりドルだね

USD建で、効率的な資産形成を行えます。

積立金の運用は、USDで行います。

※円換算時には為替リスクがありますのでご注意ください。(5ページをご覧ください。)

月払で無理なくはじめられます。

月々20,000円*からお申し込みできます。

※頭金あり、または保険料払込期間15年以上の場合。

ご契約例1

契約年齢.....40歳 男性
 保険料等円換算額(口座月払).....50,000円
 保険料払込期間.....20年
 年金受取開始年齢.....60歳
 受取方法.....10年確定年金
 円換算入金特約付加

契約日:2007年4月1日

毎月保険料等円換算額
50,000円
 (1USD=110円の時)
454.54USD
 (毎月保険料)

月初の積立金残高が1万USD以上になる月より、積立利率が**0.9%上乗せ**されます。

積立金 (USD建)

死亡給付金 (積立金相当額)

積立利率=最低保証利率+2%のとき
 約**149,474USD**
 積立利率=最低保証利率+1%のとき
 約**134,110USD**
 積立利率=最低保証利率のとき
年金原資 (積立金相当額)
 約**120,711 USD**
 常に1USD=110円の時
 約**13,278,000円**
 (円換算額)

保険料払込期間 20年

選択

一括受取
 年金受取

年金受取例 (10年確定年金の場合)

年金受取総額
 約**122,215USD**
 (積立利率=最低保証利率のとき)
 約**151,337USD**
 (積立利率=最低保証利率+2%のとき)

約12,221 USD 約12,221 USD

※年金額は当年年金保険の加入時点で定まるものではありません。上記年金受取例(USDお受け取り)における年金開始後の予定利率は0.5%(最低保証利率)を使用しています。実際の年金額は、年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

年金支払期間 10年

ご契約例2

契約年齢.....40歳 男性
 保険料等円換算額(頭金).....500,000円
 保険料等円換算額(口座月払).....50,000円
 保険料払込期間.....20年
 年金受取開始年齢.....60歳
 受取方法.....10年確定年金
 円換算入金特約付加

契約日:2007年4月1日

毎月保険料等円換算額
50,000円
 (1USD=110円の時)
454.54USD
 (毎月保険料)

月初の積立金残高が1万USD以上になる月より、積立利率が**0.9%上乗せ**されます。

積立金 (USD建)

死亡給付金 (積立金相当額)

積立利率=最低保証利率+2%のとき
 約**157,786USD**
 積立利率=最低保証利率+1%のとき
 約**140,917USD**
 積立利率=最低保証利率のとき
年金原資 (積立金相当額)
 約**126,286 USD**
 常に1USD=110円の時
 約**13,891,000円**
 (円換算額)

保険料払込期間 20年

選択

一括受取
 年金受取

年金受取例 (10年確定年金の場合)

年金受取総額
 約**127,860USD**
 (積立利率=最低保証利率のとき)
 約**159,753USD**
 (積立利率=最低保証利率+2%のとき)

約12,786 USD 約12,786 USD

※年金額は当年年金保険の加入時点で定まるものではありません。上記年金受取例(USDお受け取り)における年金開始後の予定利率は0.5%(最低保証利率)を使用しています。実際の年金額は、年金開始日において適用される予定利率・予定死亡率等により計算されます。

年金支払期間 10年

ご契約について

0歳～80歳を対象に、月々最高50,000円。

■契約年齢(被保険者年齢)
 0歳～80歳

■保険料払込期間
 10年～40年

■保険料払込満了から年金開始までの据置期間(ご契約時に設定)
 最長5年(1年単位で設定可能)

■保険料等円換算額(または保険料)
 月払 20,000円～50,000円(または170USD～420USD)
 頭金 300,000円～60,000,000円(または2,500USD～500,000USD)
 ▶保険料単位 月払...1,000円(または10USD)
 頭金...10,000円(または100USD)

月払	保険料等円換算額(または保険料)
保険料払込期間 10年～14年	30,000円～50,000円 (250USD～420USD)
15年～40年	20,000円～50,000円 (170USD～420USD)
頭金あり	20,000円～50,000円 (170USD～420USD)

■保険料払込方法
 口座振替、クレジットカード払

※契約時から年金開始までの期間は、保険料払込満了から年金開始までの据置期間を含め、最長で40年かつ被保険者が90歳までとなります。
 ※口座振替を選択する場合は、円換算入金特約を付加していただく必要があります。
 ※円換算入金特約を付加した場合は、クレジットカード払を選択することができません。

キャッシュバリューについて

ご契約例1の場合 (単位:USD)

経過年数(年)	払込保険料累計額	キャッシュバリュー		
		積立利率=最低保証利率	積立利率=最低保証利率+1%	積立利率=最低保証利率+2%
1	5,455	4,412	4,436	4,460
3	16,364	15,480	15,721	15,967
5	27,273	26,562	27,253	27,966
10	54,545	56,865	59,874	63,092
15	81,818	87,548	94,660	102,533
20	109,090	120,711	134,110	149,474

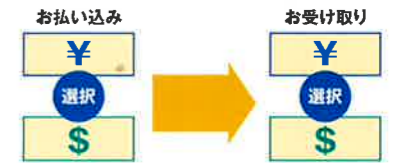
■キャッシュバリューの定義は次の通りです。
 ご契約時から10年経過時点まで...市場価格調整適用前の解約返戻金額
 10年経過以降...解約返戻金額
 年金受取開始時...年金原資

※上記の数値はそれぞれの積立利率が、年金開始時まで常に一定であった場合を例示しています。
 ※記載されている数値は、為替レート、積立利率によって変動しますので、将来のお支払をお約束するものではありません。
 ※実際にお受け取りいただく解約返戻金額は、市場価格調整を適用した後の金額となります。
 ※契約形態等により、解約返戻金等に課税されることがあります。

お払い込み・お受け取りについて

円でもUSDでも、お払い込み・お受け取りができます。

- 円換算入金特約
 USDの保険料を、円に換算した金額で払い込むことができます。
- 円換算支払特約
 USDの解約返戻金や死亡給付金等を、円に換算した金額で受け取ることができます。
- 円建年金に移行する場合の特則
 USDの年金原資を円に換算することで、年金を円で受け取ることができます。
- 上記特約を付加した場合は、USD口座開設は不要です。



※円貨との換算レートについては、裏表紙をご覧ください。
 ※USDで年金・給付金等をお受け取りの場合は、金融機関によっては手数料がお客様負担となります。

死亡保障について

万一の時の保障もついています。

- 年金支払開始日前の病気死亡時
 死亡日の積立金相当額を死亡給付金としてお支払いします。
- 年金支払開始日前の不慮の事故等による死亡時
 死亡日の積立金相当額の10%を災害死亡給付金として死亡給付金に上乗せしてお支払いします。
- 年金支払開始日以後の死亡
 裏表紙をご覧ください。

ご解約について

解約返戻金額は以下の式によって計算されます。
 くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

$$\text{解約返戻金額} = [\text{解約返戻金の計算日の積立金額}] - [\text{所定の解約控除①}] - [\text{市場価格調整による控除②}]$$

①解約控除...解約返戻金の計算日の積立金に以下の2種類の解約控除率を乗じて計算します。

■解約控除率1:

経過年数	1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	6年未満	7年未満	8年未満	9年未満	10年未満	10年以上
積立金額高10,000USD以上	8.0%	7.2%	6.4%	5.6%	4.8%	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%	0.0%
積立金額高10,000USD未満	27.8%	18.4%	12.5%	8.9%	6.7%	5.2%	3.9%	2.9%	2.0%	1.2%	0.0%

■解約控除率2:
 年金支払開始時まで一律0.75%
 ②市場価格調整(MVA)...経過期間や市場金利動向によって変動します。契約時より10年間適用します。

※市場金利は、10年米国債の平均利回りの月単位の平均とします。
 ※この市場価格調整により、契約時から解約返戻金の計算日までの平均市場金利が解約時に適用される市場金利に0.1%を加えた水準よりも低いときは、解約返戻金は減少します。
 ※ご契約の一部のみを解約することはできません。
 ※解約返戻金額を、円換算した金額でお受け取りの場合は為替リスクがありますのでご注意ください。(5ページをご覧ください。)
 ※解約返戻金額はお払込保険料の合計より少ない金額となる場合がありますのでご注意ください。

※上記の年金原資・年金額はそれぞれの積立利率が年金開始時まで常に一定であった場合の数値で将来のお支払をお約束するものではありません。
 ※上記ご契約例はお申し込み時・お受け取り時に適用される為替レートがともに110円の場合の数値です。実際にはお申し込み時・お受け取り時には為替手数料がかかります。為替レートに変動がない場合でも為替手数料分のご負担が生じますので、お受取円貨額がお払込円貨額を下回る場合があります。くわしくは5ページをご覧ください。
 ※ご契約例の年金原資・年金額はこの為替レートが適用された場合の金額であり、将来のお支払いをお約束するものではありません。
 ※円で毎回のお払込金額を定める場合、毎回のUSD建の保険料は変動します。USDで毎回のお払込金額を定める場合、毎回の保険料等円換算額は変動します。
 ※為替相場の変動により、お受取額がお払い込みいただいた保険料額を下回る場合があります。当年年金保険にかかる為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。
 ※上記の年金原資・年金額は所得税等お受け取りの際にかかる税金は考慮していません。

諸費用について ※くわしくは「契約締結前交付書面」をご覧ください。

- ①年金開始までの期間にかかる費用…年金開始までの期間にかかる費用(ただし、繰延べを行った場合、繰延べ期間中を除く)として、積立利率算出のための運用実績利回りから資産運用のための運用費率、積立利率を最低保証するための保証費率、および予定事業費率(積立金残高が10,000USD未満の場合、合計2.9%、10,000USD以上の場合、合計2.0%)が差し引かれます。
- ②年金支払期間中の費用…年金支払開始以後、年1回、費用(年金額の1.0%)が差し引かれます。
- ③外貨の取扱いに必要となる費用…円換算入金特約を付加してUSD建の保険料を円貨でご用意される場合は、為替手数料として1USD当り1円がかかります。また、円換算支払特約を付加、円建年金に移行する場合の特則を適用してUSD建の年金・死亡給付金等を円貨でお受取りになる場合には、為替手数料として1USD当り60銭がかかります(2007年8月現在。この為替手数料は将来見直される場合があります)。また、USD建で保険料を送金いただく場合の送金手数料や外貨で年金・死亡給付金等をお受取りになる場合の外貨取扱手数料(リフティングチャージ)はご契約者または受取人のご負担となります。なお、保険料クレジットカード払特約の付加によりUSD建の保険料をご用意される場合は、クレジットカード会社が定める為替手数料がかかります(クレジットカード会社よりUSD建の保険料を円貨に換算した金額が請求されます)。
- ④ご解約時にかかる費用…解約時に積立金から解約控除(経過年数と積立金残高に応じて解約控除率は0.75%~28.55%)、市場価格調整による控除が行われます。

為替リスクについて

- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- 当年金保険は、為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金・死亡給付金等の支払時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額が、保険契約締結時における為替相場により円貨に換算した年金・死亡給付金等の額を下回る場合があります。
- また、円貨によるお払込み、お受取りの場合には、外国為替相場に変動がない場合でも、適用される為替レートの差(外貨を購入する際に使用するレート-外貨を売却する際に使用するレート)だけご負担が生じますので、お受取円貨額がお払込み円貨額を下回る場合があります。
- 為替相場の変動により、お受取額がお払い込みいただいた保険料額を下回る場合があります。当年金保険にかかる為替リスクは、ご契約者または受取人に帰属します。

年金支払開始日を繰延べることができます。

- 最長3年かつ被保険者が最長で90歳を限度に年金開始日を繰り延べることができます。繰延べ期間中はいつでも、年金受取を開始することができます。繰延べ期間中には当社所定の利率が適用されます。なお、繰延べ期間中に災害死亡給付金はありません(死亡された場合は、積立金相当額をお支払いいたします)。

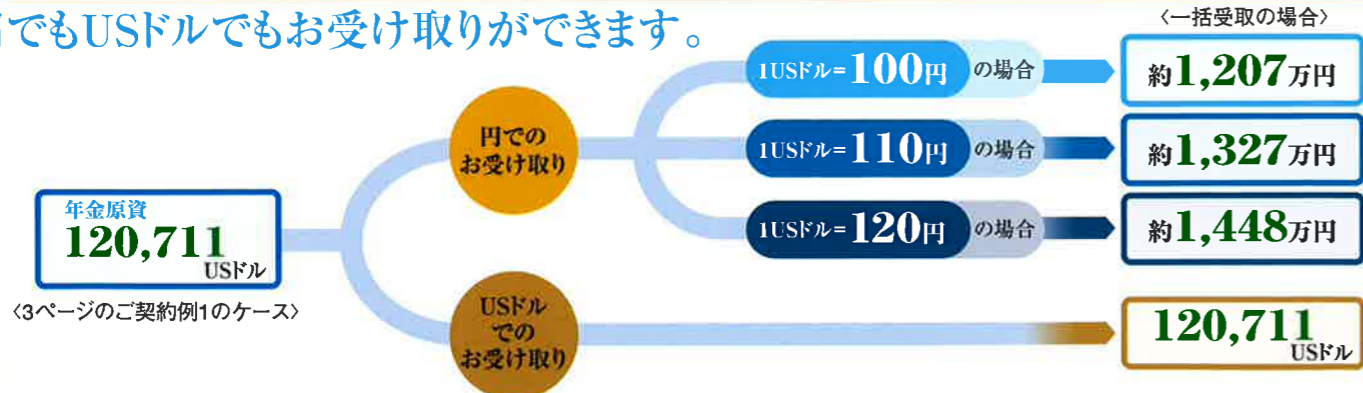
年金の受取方法を選択することができます。

一括受取のほか、年金受取は2タイプの方法からお選びいただけます。



- ※年金受取開始後は、年金受取方法を変更することができません。
- ※保証期間付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が45歳以上の場合のみご選択いただけます。
- ※契約時等に選択された年金種類であっても、年金開始日に最低年金額(600USDまたは60,000円)を満たさない場合は年金種類を変更していただくか一括でのお受取りとなります。

円でもUSDでもお受け取りができます。



- 年金お受け取り時に選択された通貨は、年金開始以後変更できません。
- 換算時の為替レートに応じて円換算額が変動しますので、為替リスクにご注意ください。

カスタマーサービスセンターについて

ご確認事項	電話番号/営業時間
円換算入金特約用為替レート、保険料等円換算額	☎0120-106-194 受付時間 10時半~14時半 (土・日・祝日・年末年始を除く)
その他、各種ご請求、お問い合わせ	☎0120-160-414 受付時間 月~金 9時~18時/土 9時~17時 (祝日・年末年始を除く)

税金のお取扱いについて

ご契約者様用 既契約参考資料

当年金保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税法上の取扱いについては円建の生命保険と同じになります。USDによる保険料のお払い込み、年金等のお受け取りの場合は次の基準によりUSDを円貨に換算した上で、従来の円建生命保険と同等に取り扱います。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料の領収日	TTMレート(対顧客直物電信売買相場仲値)
年金	支払事由の発生日	TTMレート(対顧客直物電信売買相場仲値)
死亡給付金 死亡一時金	支払事由の発生日	TTBレート(対顧客直物電信買相場)*1
解約返戻金	解約効力の発生日	TTMレート(対顧客直物電信売買相場仲値)*2

- *1 所得税の対象となる場合の換算為替レートはTTMレートとなります。
- *2 源泉分離課税の対象となる場合の換算為替レートはTTBレートとなります。
- ※TTMレート(対顧客直物電信売買相場仲値)とは、金融機関が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値です。
- ※TTBレート(対顧客直物電信買相場)とは、金融機関でUSDから円に交換する時の為替レートです。
- ※円換算入金特約を付加した場合、保険料は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※円換算支払特約を付加した場合、解約返戻金等は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※円建年金に移行する場合の特則を適用した場合、年金は当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。
- ※確定年金を選択し、契約時より5年以内に解約した場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。
- ※当保険の税法上の取扱いは、USDを円貨に換算した上で、円建生命保険と同等に取り扱います。
- したがって、税金を考慮した後のお受け取り額が、お払い込みいただいた保険料の合計額を下回ることがあります。
- ※税法上の取扱いについては、2007年8月現在のもので今後変更される可能性があります。くわしくは税務署や税理士等専門家にご確認ください。

やっぱりドルだね Q & A

Q1 月払でのメリットは何かありますか?

A 「ドル・コスト平均法」効果を活かします。

ドル・コスト平均法とは為替レートの変動に関係なく、定期的に一定額で外貨を購入しつづける手法です。毎月決まった金額を投資するドル・コスト平均法を活用することにより、円安の時は少なく、円高の時は多くUSDを積み立てます。結果として、平均すれば買付け単価を引下げる効果があり、為替相場の変動リスクを軽減させることができます。

※円換算入金特約を付加し、毎月お払い込む金額を円貨で一定額とする必要があります。

Q2 保険料の払込みができなくなった場合は、どうすればよいのでしょうか?

A ご契約者からの申し出があれば保険料払込の中断を行うことができます。

積立金残高が1万USD以上であれば保険料払込の中断、再開を自由に行うことができます。保険料払込の中断をご活用されることにより、保険料のお払い込みが一時的に困難になった場合もご契約を継続させることができます。万一保険料のお払い込みがないまま猶予期間が満了した場合、積立金残高が1万USD以上であれば、自動払済年金保険への変更を行います。

※ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断、自動払済年金保険への変更はできません。

※自動払済年金保険への変更日から3ヵ月以内であれば保険料の払込を再開できます。

Q3 税制面でのメリットは何かありますか?

A 個人年金保険料控除の対象とすることができます。

所定の条件を満たし、個人年金保険料税制適格特約を付加することにより、一般の生命保険料控除とは別枠で、個人年金保険料控除の対象となり、毎年の所得税や住民税が軽減されます。

※ただし、個人年金保険料税制適格特約を付加した場合は、ご契約から10年間は保険料払込の中断はできません。

※年金受取人がご契約者もしくはその配偶者の場合に限りです。

※年金受取人が被保険者と同一の場合に限りです。

※終身年金および年金受取開始が60歳以後の確定年金の場合に限りです。

※税法上の取扱いについては、2007年8月現在のもので今後変更される可能性があります。くわしくは税務署や税理士等専門家にご確認ください。